

議案第一号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十三年二月十二日

提出者 杉並区長 田 中 良

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年杉並区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十条及び第十一条」を「第九条の五」に、「第十三条及び第十四条」を「第十二条の二」に、「第十二条及び」を「第十一条の四に規定する超勤代休時間、勤務時間条例第十条及び第十一条、学校教育職員勤務時間条例第十三条及び第十四条又は幼稚園教育職員勤務時間条例第十二条及び」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（提案理由）

給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合に超勤代休時間を加える必要がある。

職員団体のための職員行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員団体のための職員行為の制限の特例)</p> <p>第二条 職員は、次に掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十年杉並区条例第三号。以下「勤務時間条例」という。)第九條の五、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十九年杉並区条例第十号。以下「学校教育職員勤務時間条例」という。)第十二條の二又は杉並区</p>	<p>(職員団体のための職員行為の制限の特例)</p> <p>第二条 職員は、次に掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十年杉並区条例第三号。以下「勤務時間条例」という。)第十條及び第十一條、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十九年杉並区条例第十号。以下「学校教育職員勤務時間条例」という。)第十三條及び第十四條又は杉並区</p>

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年杉並区条例第十七号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第十一条の四に規定する超勤代休時間、勤務時間条例第十条及び第十一条、学校教育職員勤務時間条例第十三条及び第十四条又は幼稚園教育職員勤務時間条例第十二条及び第十三条の規定による休日並びに勤務時間条例第十二条、学校教育職員勤務時間条例第十五条又は幼稚園教育職員勤務時間条例第十四条の規定により指定された代休日で、その日に任命権者が特に勤務を命じていない場合

三及び四 略

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年杉並区条例第十七号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第十二条及び

第十三条

の規定による休日並びに勤務時間条例第十二条、学校教育職員勤務時間条例第十五条又は幼稚園教育職員勤務時間条例第十四条の規定により指定された代休日

で、その日に任命権者が特に勤務を命じていない場合

三及び四 略